

● 規程改正の概要

要 旨	雇用保険法の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第 5 号） 1 規程改正の背景等 ○令和 6 年 5 月、雇用保険法が改正され、就業手当の廃止や地域延長給付を 2 年間延長することとされた（令和 7 年 4 月 1 日施行） ※ 就業手当：安定した職業以外の職業（短時間の就労など）に早期再就職した場合に支給される手当。今般の法改正により、支給実績等を踏まえ廃止されることとなった。 ※ 地域延長給付：解雇等で労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、再就職の支援が必要である場合に給付日数を延長する令和 7 年 3 月 31 日までの暫定措置。今般の法改正により、令和 9 年 3 月 31 日まで延長されることとなった ○機構職員が退職後失業している場合には、雇用保険法による失業等給付程度の給付を保障する必要があるため、退職手当の額が、失業等給付の額を下回っている場合に差額を支給している。 ○このため、失業者の退職手当について改正する必要がある。 2 規程改正の内容 （1）就業手当に関する規定を削除する。 （2）地域延長給付に相当する暫定措置を 2 年間（令和 9 年 3 月 31 日まで）延長する。
施行期日	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表（令和 7 年 4 月 1 日適用）

新	旧
(失業者の退職手当) 第 17 条 略 2 ～ 13 略 14 第 11 項第四号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を受給したものとみなされる日数に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____	(失業者の退職手当) 第 17 条 略 2 ～ 13 略 14 第 11 項第四号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> _____ 日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 一 <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第一号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> 二 <u>雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第一号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 第 25 条 受給資格者は、次の各号に掲げる第 17 条の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に掲げる証明書又は申請書に受給資格証を添えて理事長に提出しなければならぬ。この場合において、理事長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。 一・二 略

三 第11項第四号の規定 次に掲げる退職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める申請書	三 第11項第四号の規定
イ 雇用保険法第56条の3第1項第一号に該当する者に係る就業促進手当（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給申請書	イ 雇用保険法第56条の2第1項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当支給申請書
ロ 雇用保険法第56条の3第1項第一号に該当する者に係る就業促進手当（就業定着促進手当に限る。）に相当する退職手当 就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書	ロ 雇用保険法第56条の2第1項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給申請書
ハ 雇用保険法第56条の3第1項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書	ハ 雇用保険法第56条の2第1項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書
四 略	四 略
五 第11項第六号の規定 次に掲げる退職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める申請書 イ 雇用保険法第59条第1項第一号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書 ロ 雇用保険法第59条第1項第二号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書	五 第11項第六号の規定 広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書

ハ <u>雇用保険法第 59 条第 1 項第三号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当 求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当支給申請書</u> 附 則 第 1 条、第 2 条 略 第 3 条 <u>令和 9 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 17 条第 10 項の規定の適用については、(以下、略) 第 4 条～第 2 1 条 略 <u>附 則 (規程第 5 号)</u> <u>(施行期日等)</u> 第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。	附 則 第 1 条、第 2 条 略 第 3 条 <u>令和 7 年 3 月 31 日</u>以前に退職した職員に対する第 17 条第 10 項の規定の適用については、(以下、略) 第 4 条～第 2 1 条 略
---	--